三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ツヱノハタ一九七・二〇〇・一〇五一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛媛県東温市松瀬川字赤ノ水甲三四三二から甲三四三四まで、甲三四三六の一、甲三四三六の二、甲三四三七、甲三四四一、甲三四四二、西予市野村町小松二〇二〇、二〇二二から二〇二八まで、二〇九九、二一〇二から二一〇四まで
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤ノ水甲三四三六の一、甲三四三六の二、甲三四三七、甲三四四二、野村町小松二〇二〇・二一〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

伐採の種類	植栽の方法	期間
主伐	植栽をしなければならない。	伐採後二年以内

二　(一)　保安林の所在場所　愛媛県伊予郡砥部町玉谷一二〇三、一二一八から一二二一まで、一二二四、一二三五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
玉谷一二〇三・一二一八から一二二一まで・一二二四・一二三五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

伐採の種類	植栽の方法	期間
主伐	植栽をしなければならない。	伐採後二年以内

三　(一)　保安林の所在場所　愛媛県四国中央市金砂町小川山字大戸ノ上乙一〇七四
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県いわき市平沼ノ内字浜街一五八の二、平薄磯字北ノ作九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県南相馬市鹿島区小池字新山一二八の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町穴吹字川原田一八一の一、一八二の一、一八二の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町稲沢字上ノ入山内八六三の二、八六三の三、字上ノ前耕地九六二、児玉町河内字男体山五九二の三、字猪見岩五九四の二、五九五、字神子沢六〇九、字十二天七三八の一、字峠七四六の一、七四六の三、字笹山七六八の一、七六八の三、七六八の四、字多ノ入八九一の一、八九一の三、字橋倉沢八九五の一、八九五の三、八九八、字西橋倉沢九一五の一、九一八の二、字大平九一九の三、九二〇、九三〇、九三五の一、字芋ケ平九七九、九八〇の一、九八二の一、児玉町太駄字不動一九〇二の一、字愛輪二〇二三、二三四〇、二三五八、字十二天二〇七六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書二五三六の二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備